

「令和7年度途上国の脱炭素化に向けた国際機関との連携支援委託業務」に係るご質問について、以下の通り回答いたします。

No.	質問	回答
1	仕様書「3. 業務の内容」の（3）のうち UNIDO 抛出金事業において「JCM パートナー国との調整に際して、その内容を精査し技術的な助言を行うこと。」とは、本業務受託者による PIN の内容の精査と技術的な助言を含むのでしょうか？ そうではなく、別途 JCM 指定実施機関による実施がなされるでしょうか？ また、PIN をパートナー国へ送付する事務は本業務の仕様書内に含まれないと思われますが、その理解で良いでしょうか？	PIN の内容の精査と技術的助言を想定しております。PIN をパートナー国へ送付する業務はこの仕様書には含まれません。
	EBRD 抛出金プロジェクト部分には Q1. の「JCM パートナー国」以下の文がありませんが、同様の業務は発生するでしょうか？	PIN の内容の精査と技術的助言を想定しております。
	仕様書（3）項目名に「EBRD 抛出金プロジェクトに関する環境省の審査に対する支援業務」とありますので、当該審査実務においては「令和6年度途上国及び都市の脱炭素化に向けた国際機関等との連携支援委託業務」の仕様書項目番(3) (a)~(e)の業務が想定されると考えてよいでしょうか？あるいは、仕様書本文の「その案件内容の精査や、技術的・専門的な観点での整理・周辺情報の収集が必要となることから、これらについて環境省に対し適切な助言を行うこと」の「これらについての助言」にとどまるでしょうか？「これら」が示す範囲をご教示いただけないでしょうか？	EBRD 抛出金プロジェクトの詳細な実施方法については、現在 EBRD と調整中ですが、運用ルール作成や案件審査において必要となる審査基準の見直し・様式等の調整を支援し、技術的な助言を行うことを想定しています。
	EBRD 抛出金プロジェクトについては、Call for Proposal や応募書式の制定がこれからなされるでしょうか？その作成事務に関わる支援業務がこの委託業務の中で発生する可能性があるでしょうか？その場合、その作業内容と量の見積もりはあるでしょうか？	